

## 出張定量的マスクフィットテスト実施のご案内

労働安全衛生規則等の一部改正で、事業者は面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合には、1年に1回マスクフィットテストを行わなければなりません。

該当する作業場としては、次の場所があります。

- ① 金属アーク溶接等を屋内で継続的に使用する作業場（令和4年4月1日～）
- ② 第3管理区分に該当する作業場（令和6年4月1日～）
- ③ リスクアセスメントに基づく低減措置としてマスクを使用させる事業場（令和6年4月1日～）

建災防香川支部では、マスクフィットテスト実施者養成講習を行っていますが、今回、新たにマスク使用者への定量的マスクフィットテストを出張制で行うことになりました。費用（税込）としては次のとおりです。

受講者数 (最低補償10人)	1人あたり料金	不合格の場合の再テスト (1人1回につき)
10人まで	8,000円	3,000円
1人増えるごとに	5,000円	

- ※ マスクフィットテストで使用するマスク及び取替式マスクのフィットテスト用アダプターは貴社でご用意ください。（全面型は対象外となります）
- ※ 貴社で常時使用しているマスクの品番等をお知らせください。
- ※ マスクフィットテスト結果報告書は後日になりますが貴社にお送りいたします。
- ※ 交通費は実費をお願いいたします。
- ※ 平日の夕方、休日の対応も可能ですが、費用については割り増し料金（10%）となります。
- ※ マスクフィットテスト実施会場と備品及び、講師用駐車場は貴社でご用意願います。
- ※ 詳細につきましては、下記へお問い合わせください。



定量的マスクフィットテスト実施状況

### ■ お問い合わせ先 ■

建設業労働災害防止協会香川支部

〒760-0026 高松市磨屋町 6-4 香川県建設会館 3F

Tel: 087-821-5243 fax: 087-821-5229

ホームページ: <https://kensaibou-kagawa.jp>



ホームページはこちらから